

【注意】登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに1部ずつ申請書の提出が必要です。

様式第15号（第18条関係）

※登録番号		記入不要	
※狩猟免許			
※損害の賠償			
※放鳥獣駆除の区域の登録の有無			
※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否の別			
※整理番号	記入不要		
狩猟者登録申請書 鳥取県知事 平井 伸治 様 令和〇〇年 〇月 〇日		写真はり付け欄 写真貼付 縦3.0cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 写真裏面に氏名および 撮影年月日を記入	
ふりがな	とっとり たろう	収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)	
氏名	鳥取 太郎	手数料 1,800円分 鳥取県収入証紙貼付 (※10月1日以降、現金納付の場合は証紙貼付不要)	
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇〇日 生		
住所	郵便番号 680-08570 鳥取市東町1-220 電話番号 0857-26-7978		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号、交付年月日及び所持する免許の種類(□にレ印を付す。) □網猟免許に係る登録 □わな猟免許に係る登録 <input checked="" type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録 □第2種銃猟免許に係る登録			
1	網	都道府県知事名	知事
2	わな	都道府県知事名	知事
3	ライフル銃	都道府県知事名	鳥取県知事
4	散弾銃		
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	鳥取県知事	知事
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類	□第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許
		都道府県知事名	知事
		狩猟免状の番号	交付年月日
			年 月 日

登録を希望する種類にレ印を記入

いずれにも該当しない場合は記入不要

- 1 市町村が発行する「対象鳥獣捕獲員の証明書」の提出が必要
 - 2 県猟友会が発行する「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」の提出が必要
 - 3 許可証の写しの提出が必要
 - 4 従事者証の写しの提出が必要
- ※鳥取県内で有害捕獲に従事している者→3または4

(表面)
狩 猟 税 納 付 書

令和〇〇年 〇月 〇日

東 部 県 税 務 所 長 様

下記のとおり納付します。

納税義務者 住 所 **米子市糀町1丁目160**

氏 名 **鳥取 太郎**

狩猟者登録番号	記入不要
狩猟免許の種類(登録を受ける免許を○で囲んでください。)	第一種銃猟免許 ・ 網猟免許 ・ わな猟免許 ・ 第二種銃猟免許
狩猟者の登録の区分 (該当する場合は番号を○で囲んでください。)	1 対象鳥獣捕獲員 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 3 許可捕獲等の実施者(登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者) 4 許可捕獲等の従事者(登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者)
免許の種類	税 額 (円) (該当する金額を○で囲んでください。) 狩猟者の登録の区分 1・2 3・4 左以外
第一種銃	1号 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。) 2号 ※ 1号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面の証明があるもの)
網猟又はわな猟	3号 (1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。) 4号 ※ 3号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面の証明があるもの)
第二種銃	5号 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
課税免除	8,200 16,500 5,500 11,000 4,100 8,200 2,700 5,500 2,700 5,500

備考

- 1 放鳥獣駆除のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の1の額となります。
- 2 放鳥獣駆除のみの登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の3の額となります。
- 3 税率適用区分の2号又は4号の適用を受ける場合は、裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。

(裏面)

狩猟税に関する証明書

住所

氏名

税率適用区分が2号、4号に該当する場合は市町村から証明を受ける。(区分6、7のうち区分2、4の特例税額の適用を受ける場合も必要)

上記の者は、年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、

- 1 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
2 農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの
3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。

年月日

市町村長



鳥取県収入証紙貼付欄

税額区分に応じた狩猟税額の鳥取県収入証紙を貼付(※10月1日以降、現金納付の場合は証紙貼付不要)

該当欄にレ印を記入

- 有害捕獲の許可証を持っている...7号
有害捕獲の従事者証を持っている...8号
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者...9号
※上記以外は、「いずれにも該当しない」にレ印を記入

該当するものに○または✓印を記入

市町村から「対象鳥獣捕獲員」である旨の証明書を受けている方は「対象鳥獣捕獲員である。」にレ印を記入 ※証明書を受けていない方は、「対象鳥獣捕獲員でない。」にレ印を記入

免許種に応じて銃所持許可証の番号・交付年月日を記入

申請者が加入している保険等の内容を記入

※登録を行う際には、狩猟者共済、ハンター保険等への加入が必須

Application form for hunting tax exemption. Includes sections for: (2) Hunting location (1. All prefecture, 2. Wildlife protection zone); (3) Bird protection and management; (4) Bird hunting member status; (5) Hunting license details (license type, number, date); (7) Hunting-related conditions (mutual aid, insurance, assets); (8) Occupation (example: Agriculture). Includes checkboxes for various categories and a table for insurance details.